最終更新日：2015年12月21日
太平洋興発株式会社
代表取締役社長 佐藤　幹介
問合せ先：03-5830-1601
証券コード：8835
http://www.taiheiyo.net

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業価値の向上を最大の目標とし、健全で効率的かつ迅速な経営を目指すため、コーポレートガバナンスの強化・充実を図っていくことが、重要な経営課題の一つであると認識し、以下の基本方針に沿って取り組んでおります。

1. 株主の権利・平等性を確保いたします。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4. 取締役会等の責務を適切に果たします。
5. 株主との対話を重視いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2　招集通知の早期発送・発送前開示】
当社は、株主の皆様が総会議案を十分に検討できるよう、招集通知を法定期日より前に発送しております。
また、招集通知発送前の電子的公表つきましては、次に開催する株主総会から実施する予定です。

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使・招集通知の英訳】
当社における機関投資家や海外投資家の持ち株比率は相対的に低いと判断しているため、議決権の電子行使、招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成比率の変化等状況に応じて、議決権の電子行使、株主総会招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、いわゆる政策保有株式に関する保有方針及び議決権行使基準は定めておりません。
しかし、当社は、政策保有株式を当該企業との取引関係の維持・強化を図り、当社の企業価値の向上につながるかどうか等総合的に判断し保有しております。なお、保有の意義が乏しいと判断される株式については売却等を検討しております。
また、当社は、政策保有株式の議決権については、当該企業の経営方針等を尊重しつつ、中長期的な観点から当社及び当該企業の企業価値の向上に資するかどうか等総合的に判断し適切に行使しております。

【補充原則3-1-2　英語での情報開示等】
当社における海外投資家等の持ち株比率は相対的に低いと判断しているため、英語での情報開示等は行っておりません。今後、株主構成等を勘案し合理的な範囲において実施について検討してまいります。

【補充原則3-2-1　監査役会による外部会計監査人の評価基準の策定等】
当社監査役会は、外部会計監査人の活動状況の把握・評価等を行っておりますが、外部会計監査人候補の選定と評価に関する基準は定めておりません。今後、各種ガイドライン等を参照するなどして、監査役会で協議・検討してまいります。

【補充原則4-2-1　経営陣の報酬】
当社は、取締役報酬等を業績連動報酬や自社株報酬等での支給を行っておりません。今後、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するような報酬制度のあり方について検討してまいります。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役を1名、社外監査役を2名選任し、全員を独立役員として指定しております。現段階では独立社外取締役は1名でありますが、独立した立場から、取締役会での業務執行の監督、取締役及び監査役と意見交換等を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を果たしております。
また、社外監査役による監査も行われていることから、社外役員3名で経営に対する監督及び監査は機能していると考えております。
ただし、今後、当社の経営環境が変化し、社外取締役を増員する必要性が高まった場合は、社外取締役の複数名の選任を検討してまいります。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の独立性の判断基準を策定しておりませんが、東京証券取引所が定める基準に準じております。

【補充原則4-10-1　任意の仕組みの活用】
当社は、監査役会設置会社であり独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において重要な事項の審議に当り、独立社外取締役を含む3名の独立役員が、それぞれの立場から適切な関与・助言を行っております。そのため、現状の体制で取締役会は適切に運営されていると認識しております。今後、必要に応じて社外取締役からの適切な関与・助言等を得るため任意の委員会等の設置を検討してまいります。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性の確保のための前提条件】
当社の取締役会は、その役割責務を実効的に果たすための知識等をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立する形で構成されております。また、監査役には財務等の知識を有しているものが選任されております。
なお、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の方法につきましては、その導入の要否を含めて検討してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会の評価】
当社は、現在、取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、具体的な方法を用いて行っておりませんが、今後、導入の要否を含めて検討してまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング方針】
　当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針は定めておりません。
　しかし、各取締役・監査役は、その職責を全うする上で必要である知識や情報を得るために、適宜、外部機関等を利用したセミナー等に自ら参加しております。また、グループ会社での情報・知識の共有化を図るため当社役員及び関係会社の役員を対象にした顧問弁護士等によるセミナーを開催しております。今後、必要に応じて計画的なトレーニングの方針等を定めることを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
　上記記載のとおりです。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
　当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において決議しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)経営理念、経営戦略、経営計画等
　当社ホームページにおいて、経営理念を含む中期経営計画を掲載しております。（　http://www.taiheiyo.net/ir/ir_img/20150813-1.pdf　）
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　本報告書の「基本的な考え方」に記載のとおりです。
(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　取締役の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、成果主義的な報酬制度に基づき、各取締役が向こう1年間の業務執行　の目標を定め、1年後、その成果を評価し、「役員報酬基準」に基づき取締役会の決議により代表取締役社長に一任され決定いたします。　また、社外取締役の報酬については、社外取締役として期待される能力を発揮してもらうよう世間水準等から勘案し、取締役会決議により代　表取締役社長に一任され決定いたします。
(4)取締役等候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　取締役候補者の指名に当っては、法定の要件を備えていることを前提に、人格・見識・豊富な経験・経営能力等を総合的に判断し取締役　会において決定いたします。社外取締役候補者においては、人格、見識、豊富な経験等を有し、当社において業務執行の監督等に十分な　役割を担えることなど総合的に判断し取締役会において決定いたします。
　監査役候補者の指名に当っては、法定の要件を備えていることを前提に、人格、見識、豊富な経験、監査を行う能力、経営陣からの独立　性・公正性等、また、社外監査役候補につきましては、社外における経験等を総合的に判断し監査役会の同意を得て取締役会において決　定いたします。
(5)個々の取締役等候補の選任・指名についての説明
　当社は取締役及び監査役の候補者についての略歴、社外取締役及び社外監査役の略歴及び候補者とする理由を「定時株主総会の招集　通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1　経営陣への委任の範囲】
　当社は、取締役会において、法令、定款で定められた事項のほか、取締役会規則において定めた経営にかかわる重要事項についての意思決定を行い、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、それ以外の決議事項については、社内規程に定められた決裁権限に基づき部門長等に権限を委任しております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
　上記記載のとおりです。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　上記記載のとおりです。

【補充原則4-11-1　取締役会のバランス等に関する考え方】
　当社は、当社の事業内容・規模等を考慮し、取締役の経験・専門性等がバランスよく多様性をもつことを念頭に適正な規模での取締役会が構成されるようにしております。なお、当社は、本コード原則3-1-4に記載した取締役の選任方針に従い、取締役を選任しております。

【補充原則4-11-2　取締役等の兼務状況】
　当社は、役員等が当社以外の上場会社の役員等を兼務する場合は、当社業務に十分な時間・労力を振り向けられるよう合理的な範囲にとどめるように努めております。
　当社は、取締役及び監査役の重要な兼職があれば事業報告等で開示いたします。なお、当社の社外監査役1名が他の会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務による影響で当社の取締役会・監査役会等を欠席したことはなく、当社の監査業務に影響はありません。

【補充原則4-11-3　取締役会の評価】
　上記記載のとおりです。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング方針】
　上記記載のとおりです。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主との対話が重要であると考えております。
　そのため、当社は次の方針により株主との建設的な対話を促進いたします。
(1)株主との対話全般については、総務部担当取締役が総括いたします。
(2)株主との個別の対話は総務部総務課が担当し、必要に応じ関係部署と連携を図ります。
(3)個別の面談以外については、ホームページ等によりIR情報を適宜発信いたします。
(4)対話等において把握された株主等の意見等は取締役会に報告し、適切な対応をいたします。
(5)対話等に際して未公表の重要事実は提供いたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	2,252,000	2.89
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,055,668	2.64
黒田 康敬	2,035,000	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,666,000	2.14
株式会社三井住友銀行	1,560,000	2.00
三井住友信託銀行株式会社	1,560,000	2.00
三井住友海上火災保険株式会社	1,545,000	1.98
斉丸 千代	1,489,000	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	1,450,008	1.86
三井不動産株式会社	1,000,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮下　怜	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮下　怜	○	宮下　怜氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身です。	社外取締役宮下　怜氏は公認会計士として豊富な専門的な知識・経験を有しており、当社において業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけると考えられ社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係を有せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査の計画の説明を受け、また、適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っておりります。
当社は、内部統制の実効性の検証並びに内部統制システムの改善を目的として内部監査統制室を設置しております。監査役は監査業務の遂行に当たり、内部監査統制室と緊密な連携を図り、内部統制システムが適切に構築、運用されているか検証しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 和雄	他の会社の出身者										△			
因 靖夫	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 和雄	○	社外監査役山田 和雄氏は、当社と取引がある三井住友海上火災保険株式会社の出身です。当社と同社との間には、当社が同社から資金の借入、当社が同社の損害保険に係る代理店としての取引があります。	社外監査役山田 和雄氏は監査を行う能力・見識をもち、当社において社外での経験を生かし取締役とは独立した客観的な立場から監査を行うことが可能であると考えられ社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係を有せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため独立役員として指定しております。
因 靖夫	○	社外監査役因 靖夫氏は、当社と取引がある株式会社北洋銀行の出身です。当社と同行の間には、当社が同行から資金の借入を行っております。	社外監査役因 靖夫氏は監査を行う能力・見識をもち、当社において社外での経験を生かし取締役とは独立した客観的な立場から監査を行うことが可能であると考えられ社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係を有せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するような報酬制度のあり方について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において全取締役の総額を開示しております。取締役に対する報酬の内訳は、年間63百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の役員報酬については、成果主義的な報酬制度に基づいて支払うこととし、各取締役が向こう1年間の業務執行の目標を定め、1年後、そ
の成果を評価し、それに基づいて取締役の報酬が決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役への情報伝達体制につきましては、取締役会資料を事前に配布及び内容の説明を行います。
社外監査役への情報伝達体制につきましては、取締役会資料を事前に配布及び内容の説明を行い、また、稟議書類につきましても回覧し、必要に応じ各担当部署からの説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会が会社の最高の意思決定機関であるという認識のもとに、当社及びグループ会社の重要な経営課題について、取締役及び監査役が十分な議論を行っております。取締役会は、月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、臨機応変に経営課題に取り組みます。
監査役は法令、定款及び監査役会規則に従い、監査役会が決定した監査方針、年間監査計画等に基づき監査を行っております。また、監査役全員が取締役会に出席し、かつ、意見を述べ業務執行をチェックしております。なお、監査役の機能強化に向けた取組状況は、上記「監査役と会計監査人の連携状況」「監査役と内部監査部門の連携状況」「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」の記載の通りであります。
会計監査人による監査は、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、定留尚之、唐澤正幸の二氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の規模等、当社の状況に最も即した意思決定執行体制を採用しております。また、経営監視の面では社外取締役の選任、社外監査役監査を実施し監視機能の強化を図っております。
現行の取締役会及び監査役による経営監視により、コーポレートガバナンスが十分に機能すると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に議案を十分検討していただくため、招集通知の早期発送を行っております。
その他	少しでも多くの株主の方に株主総会に参加していただけるよう、電磁的方法による議決権の行 使を前向きに検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に適時開示規則に基づく開示を行っております。	
その他	総務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針において、その旨を規定し公表しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築）の基本方針として、次の体制を確立することを基本方針としております。
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）法令、定款及び社会規範を遵守するために企業行動指針を制定する。
（2）法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。
（3）内部監査部門として内部監査統制室を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。
（4）総務部が主管となって、全社・グループ各社への実践周知徹底に当る。
（5）法令及び定款違反を防止するため内部通報制度を運用する。
（6）社員が法令遵守するために社員研修等を継続して実施し啓蒙を図る。
（7）反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たず、反社会勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。
（2）取締役、監査役並びに内部監査統制室長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理規程に基づき業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。
（2）実際にリスクが発生したときの対応については、経営危機管理規程、自然災害対応規程などに従って取締役は損失の軽減に努める。
（3）取締役会はリスク管理に関する年度計画、部店計画を承認し、その計画の進捗状況の把握、改善策の指示を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会議にてその浸透を図る。
（2）取締役はアクションプランの進捗状況を3か月に1回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。
（3）通常の業務に関しては、「業務分掌規程」・「職務権限規程」に則り担当業務の明確化と権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行する。

5. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　当社は関係会社取締役会において各社の業務状況、決算状況等を四半期毎に報告させ助言指導する。「関係会社管理規程」に従って関係会社は重要事項について、当社にあらかじめ関係書類の提出、報告を行う。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　関係会社は損失の危険等が発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに当社に当該内容・当社グループに与える影響等を報告することとしている。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社及び関係会社は、当社グループの中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は関係会社担当役員を任命し、法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進する。具体的には、関係会社役員研修会等において、グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する。また、当社内部監査統制室は関係会社の内部監査も実施し、結果と改善策を当社取締役会において報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人のその使用人の取締役からの独立に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
（2）当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
（3）当該使用人の異動、評価等は監査役会の同意を得るものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人は次の場合、監査役会又は監査役に報告するものとする。
　・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
　・重大な法令違反、定款違反があるとき
　・会社の重要な業務執行をするとき
　・コンプライアンス上重要な事項が発生したとき
（2）当社及び子会社は監査役会又は監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととする。
（3）内部監査統制室長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び会計監査人との意見交換を行い、また、取締役会・部店長会議・情報開示委員会・関係会社取締役会などに出席して必要に応じて意見を述べる。
（2）監査役は上記のほか、内部監査統制室長及び子会社監査役との連携を図っていく。
（3）取締役は重要な決裁書類等については監査役に回付する。
（4）当社は監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針において、反社会的勢力には毅然として対応し一切の関係を持たないことを明確に定めております。同指針は従業員へ周知徹底するとともに、当社ホームページに開示しております。総務部を窓口として、定期的に関係機関との情報交換等を行い情報収集に努め、また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合は、関係機関・顧問弁護士等と連携して、速やかに対応できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社は投資家の投資判断に重要な影響を与える会社情報（決定事実に係る情報、発生事実に係る情報、決算に関する情報など）の適時・適切な開示に努めております。
2. 当社における情報開示体制は、総務担当役員を情報取扱責任者とし、情報管理及び情報開示に関する担当部署を総務部及び経理部（管理部門）としています。
3. 決定事実及び発生事実に関する情報

決定事実に関する情報については、担当部門から直ちに管理部門に対してその内容等について報告がなされ、管理部門は適時開示規則等に照らし適時開示が必要と思料したときは、取締役会の判断を仰ぎ、決議を経てその後速やかに管理部門が開示手続きを行います。

発生事実に関する情報については、発生事実を管理部門が確認後、上記と同様、開示が必要な場合は、取締役会決議を経てその後速やかに管理部門が開示手続きを行います。

4. 決算に関する情報

経理部門は決算手続完了後速やかに決算内容を取締役会に付議し、承認を受けた場合は直ちに開示手続きを行います。また、業績予想の修正が必要と思料された場合も、取締役会の決議を経て直ちに開示手続きを行います。

▼コーポレート・ガバナンス体制

